

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和52年9月は14万2,000円、55年9月は19万円、56年9月は20万円、平成8年8月及び同年9月は50万円、14年4月から同年9月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和55年9月1日から同年10月1日まで
③ 昭和56年9月1日から同年10月1日まで
④ 平成8年8月1日から同年10月1日まで
⑤ 平成14年4月1日から同年10月1日まで
⑥ 平成15年4月1日から16年3月1日まで

私が保管する給与支給明細書の記載内容を確認したところ、A社における申立期間①から④並びにB社における申立期間⑤及び⑥について、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録が誤っていると思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社に係る申立期間①から④の標準報酬月額については、給与支給明細書の総支給額及び保険料控除額から、昭和52年9月は14万2,000円、55年9月は19万円、56年9月は20万円、平成8年8月及び同年9月は50万円に訂正することが妥当である。

また、B社に係る申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人が保管する

給与支給明細書及びB社が保管する賃金台帳の総支給額及び保険料控除額から、平成14年4月から同年9月までの期間は36万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間⑥については、給与支給明細書等によると、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(47万円)と支給された報酬月額に見合う標準報酬月額(36万円)を比較すると、支給された報酬月額に見合う標準報酬月額(36万円)の方が低額であり、これはオンライン記録の標準報酬月額(36万円)と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和50年4月26日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和49年12月から50年3月までの標準報酬月額については、8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月28日から50年4月26日まで

昭和48年7月にA社に入社し、50年4月まで正社員として継続して勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格を49年12月28日に喪失し、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において、昭和48年7月1日に被保険者資格を取得し、50年4月25日に離職した記録が確認できることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和50年3月16日より後の同年5月16日に被保険者資格喪失届が提出され、49年12月28日に遡って被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、上記被保険者名簿により、当時の代表取締役1人、取締役1人及び同僚5人についても、申立人と同様に、50年5月16日に被保険者資格喪失届が提出され、遡って被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和50年3月16日以降の期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所ではないものの、同社の被保険者のうち、最後に被保険者資格喪失届が提出された者の提出日は同年5月16日であるところ、同日時点で、被保険者数は8人（申立人を含む。）であったことが確認できることから、申立期間において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に

ついて昭和 49 年 12 月 28 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社に係る雇用保険の記録における離職日の翌日である 50 年 4 月 26 日であると認められる。

また、昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人のA社における 49 年 11 月のオンライン記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月、同年8月から同年12月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月
② 昭和60年8月から同年12月まで
③ 平成元年1月から同年3月まで

各申立期間については、市役所又は社会保険事務所（当時）の納付書により遅れながらも銀行で納付しており、未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「各申立期間について、市役所又は社会保険事務所の納付書により遅れながらも銀行で納付した。」と申し立てている。

しかし、オンライン記録によれば、納期限（翌月末）後の納付が昭和63年度に5か月、過年度納付が57年度、60年度及び63年度に合わせて9か月確認できることから、保険料納付が度々遅延していたことがうかがえる上、申立期間①、②を含む昭和60年度の前の期間である59年1月から60年3月まで並びに申立期間③を含む昭和63年度の前後の期間である61年4月から63年3月まで及び平成元年4月から3年3月までの63か月間は申請免除期間となっているなど、経済的な事情もあって保険料の納付に積極的とまではいえない状況がうかがえる。

また、申立人は、各申立期間の保険料納付に関し、現年度納付であったか、過年度納付であったかの記憶が定かでなく、納付時期、納付金額を記憶していないほか、申立期間は3回におよび、社会保険事務所及びA市役所の保険料の収納事務からみて3回も事務処理を誤る可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人は現在保管している年金手帳以外に手帳の交付を受けた記憶は無いとしているほか、オンライン記録によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 34 年 8 月まで

昭和 33 年 9 月から 34 年 8 月まで、A 事業所（勤務先は、同事業所 B 現場）で作業員として勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する職場の集合写真（昭和 33 年 9 月 23 日撮影）により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間中の昭和 33 年 9 月頃には A 事業所 B 現場に勤務していたことが推認できる。

しかし、「A 事業所等に使用される臨時職員等に対する健康保険等の適用について」（昭和 32 年厚生省保険局長通知）によると、当時 A 事業所には、正職員（共済組合員）のほか、健康保険及び厚生年金保険の適用を受ける「作業員」と日雇健康保険の適用を受ける「臨時作業員」がいたことが確認できるところ、A 事業所勤務で、月に 2、3 回 B 現場で現場作業の監督補助をしていた者（厚生年金保険被保険者）は、「申立人のことは覚えていない。A 事業所 B 現場はほとんどが現場作業員で、みな日雇（臨時作業員）だったと思う。」と供述している。

事実、申立人が保管する写真から、申立期間当時、A 事業所 B 現場には 40 人程度勤務していたことが確認できるものの、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、20 人の被保険者しか確認できないほか、A 事業所の業務を継承している C 事業所ではこれら 20 人のうち 6 人の人事記録が保存されているが、A 事業所 B 現場が勤務地となっている者はいない。

また、申立期間当時、一緒に A 事業所 B 現場で勤務していたとして申立人が名前を挙げている同僚（故人）のオンライン記録を確認したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、C事業所に確認したが、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間当時、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、ほかに申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 16 日から 47 年 1 月 4 日までのうち、
3、4 か月

昭和 46 年 1 月 16 日から 47 年 1 月 4 日までの期間のうち、3、4 か月間、A 事業所 B 局に臨時職員として勤務した。国(厚生労働省)の記録によると、申立期間後の昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで同事業所 C 課に臨時職員として勤務した期間については厚生年金保険の被保険者になっているので、申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 46 年 1 月 16 日から 47 年 1 月 4 日までの期間のうち、46 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで A 事業所 B 局で臨時職員として勤務していたことは、A 事業所が保管する人事記録及び同僚の供述から確認できる。

しかし、申立人が申立期間当時に A 事業所 B 局で一緒に勤務したとして挙げた臨時職員の同僚 2 人は、オンライン記録によると、いずれも、A 事業所 B 局に勤務した期間に厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、申立期間当時の A 事業所 B 局における臨時職員の厚生年金保険の加入基準について、上記同僚及び申立人が挙げた当時の A 事業所 B 局の正職員 2 人のいずれも、「覚えていない。」と供述しているとともに、A 事業所も、「関連資料が無いため不明。」と回答しており、A 事業所 B 局における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、雇用保険の加入記録についてみると、申立人が申立期間と同様に A 事業所 (C 課) で臨時職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者となっている昭和 47 年 1 月 4 日から同年 4 月 1 日までの期間については確認できるものの、申立期間については確認できない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで

昭和 37 年 5 月 1 日から平成 7 年 4 月 1 日まで A 社 B 支店に勤務しており、同支店では申立期間について毎年 4 月に昇給があった。同支店から入手した人事記録によれば、入社から給与が毎年昇給していることが確認できるが、申立期間①の標準報酬月額が前年より下がっていることに納得できないので調査し、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について人事記録に記載された給与と国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録を比較したところ、毎年 4 月から 9 月まで人事記録の給与よりも標準報酬月額が低い金額となっているので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の A 社 B 支店における標準報酬月額はオンライン記録によると、昭和 42 年 10 月の定時決定で 3 万円から 2 万 4,000 円に下がっているが、A 社 B 支店の人事記録によると、申立人の給与額（固定的給与（残業代を除く）、以下「人事記録の給与額」という。）は、41 年 10 月は 1 万 8,700 円、42 年 4 月は 1 万 9,700 円と上昇している。

しかし、人事記録により申立人は昭和 42 年 4 月 1 日に A 社 B 支店 C 課から A 社 B 支店 D 営業所に異動していることが確認できるところ、C 課と D 営業所での残業時間について申立人は、「D 営業所では、残業が少なかったと思う。」と供述していることから、標準報酬月額の下落は残業代の減額によるものであることがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人の人事記録によると、毎年4月に昇給していることが確認できるが、標準報酬月額は毎年10月の定時決定で変更されており、4月から9月までの期間については、昭和47年を除き人事記録の給与額よりもオンライン記録の標準報酬月額が低い。

しかし、申立人及びA社B支店に長期勤務していた同僚（昭和37年から39年の間に入社し、平成元年以降も勤務していた人）18人を抽出して標準報酬月額の推移を確認したところ、申立期間②の間の標準報酬月額は、いずれも毎年10月1日の定時決定で変更され、随時改定の実績が無いことが確認でき、同支店では、申立期間②当時、随時改定の届出は行わず、毎年10月の定時決定で標準報酬月額の変更を行っていたものと推認される。

3 申立人に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、各申立期間において、標準報酬月額等の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しているほか、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた痕跡も認められない。

また、A社B支店には当時の賃金台帳等の資料はなく、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の各申立期間に係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 53 年 12 月 1 日まで
申立期間については、A社に勤務していた。「ねんきん定期便」を受け取り気付いたが、記録されている標準報酬月額及び保険料納付額は、所持している給与明細書に記載されている給与月額及び保険料控除額に比べ低額となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、ねんきん定期便に記録されている保険料納付額が、所持している給与明細書の保険料控除額よりも低額となっている旨主張しているが、給与明細書に記載されている船員保険料には年金保険料以外に、医療保険及び失業保険に係る保険料が含まれているところ、ねんきん定期便には、年金保険料相当額のみが記録されている。このため、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月から 49 年 7 月までの期間、49 年 9 月、同年 10 月、同年 12 月から 50 年 9 月までの期間及び 51 年 4 月から 53 年 11 月までの期間については、申立人が主張するとおり、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、この給与明細書から確認できる船員保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿から、被保険者資格取得時に申立人と同じ職種であったことが確認できる同僚の船員保険に係る標準報酬月額は、

年齢及び資格取得年月日によって若干の違いはみられるが、申立人の標準報酬月額とほぼ同等に推移していることが確認できることから、申立人に係る申立期間の標準報酬月額が、同僚と比較して低額であるという状況はみられない。

さらに、A社の継承会社であるB社は昭和63年9月に解散している上、貸金台帳等の資料も保管されていないことから、申立人の申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から34年2月1日まで

A社に、昭和33年10月ごろから平成2年1月まで勤務していたが、このうち昭和33年10月から34年2月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和33年10月17日から平成2年1月31日までA社(B社から35年3月にA社に名称変更。)に勤務していたことは、雇用保険の記録等により推認できる。

しかし、申立人と同時期にA社に勤務していた同僚3人の雇用保険加入日と厚生年金保険の加入日を比較すると、いずれも申立人と同様に雇用保険に加入後、1か月から5か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、上記同僚のうち生存する2人に照会したところ、「A社では採用後しばらくの間は試用期間があった。」と供述しているところ、2人が回答した試用期間は、雇用保険加入日と厚生年金保険加入日の差におおむね一致している。

さらに、A社は、「当時の記録が残っていないので分からない。」と回答しているが、これらの状況から、同社は、従業員について、入社とほぼ同時に雇用保険に加入させ、数か月の試用期間の後、厚生年金保険の加入手続を行っていたと推認できる。

このほか、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 16 日から同年 7 月 5 日まで
昭和 54 年 1 月 5 日から同年 7 月 4 日まで A 社 B 部（現在は C 社）にアルバイト契約で勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が最初の 1 か月しかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 部に昭和 54 年 1 月 5 日から同年 7 月 4 日まで勤務していたとしているが、申立事業所が加入していた「D 健康保険組合」における申立人の健康保険加入記録を確認したところ、資格取得年月日は昭和 54 年 1 月 5 日、喪失年月日は同年 2 月 16 日で、これは厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

また、雇用保険の記録によると、資格取得年月日は昭和 54 年 1 月 5 日、離職年月日は同年 2 月 15 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、C 社が保管する i) 社員番号管理表では、入社年月日は昭和 54 年 1 月 5 日、退職年月日は同年 2 月 15 日となっており、ii) 厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、退職年月日は昭和 54 年 2 月 15 日、資格喪失年月日は同年 2 月 16 日となっている。

加えて、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。